

平成31年2月28日付け

経済産業大臣宛て

本事業は、稚内市の内陸部で平成13年12月から運転されている「さらきとまないウィンドファーム」（最大出力14,850kW、9基。以下「既設風力発電所」という。）の更新事業であり、約88haの対象事業実施区域に、4～5基の風車による出力最大14,850kWの風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域の東側は水源涵養保安林に隣接しており、西側では近接する国道40号周辺などに住居等が存在している。また、対象事業実施区域の周辺ではオジロワシ等の希少猛禽類の営巣が確認されているほか、対象事業実施区域の北側に位置する声問大沼はハクチョウ類などの渡り期における集結地となっており、重要野鳥生息地（IBA）に指定されている。さらに、対象事業実施区域の周辺では、他事業者が設置又は計画している風力発電所が複数ある。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 環境影響評価の項目の選定について、本方法書では「環境影響の程度が極めて小さいこと」又は「事業特性及び地域特性の観点から類似性が認められる類似の事例による影響の程度が明らか」であることを理由に一般的な風力発電事業において選定される項目の多くを非選定とし、それらに関する環境影響評価を実施しないとしている。

しかし、「環境影響の程度が極めて小さいこと」を理由とする項目については、工事用車両の通行、濁水の発生、地形の改変など、本事業の実施に伴う環境負荷の発生が想定される中、影響の程度が具体的に示されていないなど、非選定とした根拠の妥当性が確認できない。また、「類似の事例による影響の程度が明らか」であることを理由とする項目については、類似事例として挙げられた風力発電事業と比較し、事業特性の観点からは、発電所出力や基数、既設風車の撤去工事の有無など多くの内容で異なっていること、地域特性の観点からは、影響の程度を検討する上で必要となる騒音や水質など周辺環境の現況が具体的に把握されていないことなど、事業特性及び地域特性の両面とも類似性が認められるとする根拠の説明が不十分である。さらに類似事例として挙げられた風力発電事業は現在工事中であり、影響の程度が明らかであるとした非選定の根拠の妥当性が確認できない。

このため、非選定とした項目について、あらためて科学的かつ客観的な根拠に基づき項目を選定し直し、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 今後の風力発電設備、変電設備、工事用道路等の設置等、事業の実施に伴う土地の改変箇所等の決定、その他の事業計画の策定に当たっては、環境に配慮すべき区域を除外するなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、可能な限り評価項目及び分類群ごとに複数の専門家等の助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

なお、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等においては、事後調査を実施すること。

- (3) 更新事業である本事業による影響の評価に当たっては、単に現況からの変化のみに着眼することなく、本事業に係る現地調査等により、既設風力発電所が及ぼしている環境影響の程度を客観的に把握し、それを勘案した上で適切に評価すること。
- (4) 対象事業実施区域の周辺では、他事業者が設置又は計画している風力発電所が複数あることから、これらとの累積的影響が懸念される。このため、これら他事業者から必要な情報を入手した上で、2の個別的事項に示すとおり、本事業との累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。
- また、他事業者に累積的影響の検討に必要な情報提供を依頼する場合は、本事業の環境影響評価に関する情報を他事業者に提供するなど、関係する事業者間で相互に環境保全のための有用な情報共有が図られるよう努めること。
- (5) 稚内市では「稚内市風力発電施設建設ガイドライン」を定めており、同ガイドラインの遵守に関して、稚内市と十分に協議を行うこと。
- (6) 今後の手続きに当たっては、住民及び関係団体等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めること。
- (7) インターネットによる図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 施設の稼働による騒音について、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」との整合が図られているかを検討することにより評価するとしているが、残留騒音の算出にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に基づき、既設風力発電所からの影響を適切に除外すること。

イ 施設の稼働による騒音及び超低周波音について、他事業者の風力発電事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

ウ 騒音及び超低周波音による心身への影響については不確実性があることから、施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

(2) 風車の影

施設の稼働による風車の影については、影響が及ぶ時間の長短に関わらず人によって気になることがあるため、風車の適正な配置や構造等の検討を含めて、影響が回避又は十分に低減されているかの観点から評価すること。

また、他事業者の風力発電事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(3) 動物

ア 対象事業実施区域及びその周辺は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」において、チュウヒ、オジロワシ及びオオワシの分布情報により、特に重点的な調査が必要とされる注意喚起レベル A3 に該当するほ

か、本方法書でも示されているようにハクチョウ類の渡りのルートとなっている。このため、これら鳥類のバードストライクや移動経路の阻害、生息への影響等について、専門家等から助言を得ながら他の風力発電所での飛翔行動及び衝突事故発生事例の分析等に関する最新の知見を可能な限り収集した上で、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

イ 希少猛禽類の調査期間を1年間としているが、対象事業実施区域の周辺では他事業の環境影響評価において、オジロワシ等希少猛禽類の営巣が確認されているほか、同区域及びその周辺は上記アで指摘したとおり特に重点的な調査が必要な注意喚起レベル A3 に該当している。こうした地域特性を十分踏まえ、希少猛禽類の行動を明らかにし、適切な環境保全措置を検討するため、少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期の調査を実施すること。

ウ ブレードが回転することにより出現する球状の衝突危険空域は、宗谷地域に集中する他の風力発電事業と連続することで長大な障壁空間となる。そのことによってもたらされる鳥類等のバードストライクの増加や忌避反応による生息地の減少、変更、消失及び飛翔ルートの変更によるエネルギーロスなど、生息環境の変化等を通じて鳥類に累積的な影響が及ぶことが懸念される。

このため、本事業に係る調査結果のみならず、他の風力発電所でのバードストライクの事例や回避行動などのデータはもとより、宗谷地域における他事業者の風力発電事業に係る環境影響評価の情報や先行事業者が設置する協議会での検討結果を入手した上で、専門家等から助言を得ながらそれらの累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(4) 景観

フォトモンタージュの作成に当たっては、四季を通じて風車と背景とのコントラストが強く出る晴天時の写真を用いて作成することなどにより、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したものとするとともに、色調、明度、解像度や大きさについては、実際の視覚的印象を反映したものとすること。

また、他事業者の風力発電事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(5) 廃棄物等

工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査及び予測を実施すること。